

景観形成基準取扱要領(令和7年4月1日改正) 改正内容の概要(イメージ図)

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準

4ページ

3. 良好な景観の形成のための
行為の制限に関する事項
【景観法第8条第2項第2号】
(1)届出対象行為
イ.重点地区

ただし、別に定める軽易なものは除く

Ⅱ-1ページ

別表2 色彩の景観誘導基準

色彩の景観誘導基準は、以下の表
の範囲内とする。

注 2) 市長が特に認めるものは除きます。

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準取扱要領

改正内容①
第2条修正

改正内容②
第3条追加

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準取扱要領

平成22年3月31日 制定
平成30年3月31日 改正
令和3年9月30日 改正
令和7年4月1日 改正

(趣旨)
第1条 この要領は、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準(以下、「景観形成基準」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(景観形成地区における届出を要しない行為)
第2条 景観形成基準第3(1)届出対象行為イ(ア)景観形成地区に規定する「別に定める軽易なものは、次の各号に定めるものとする。
(1) 建築物法第85条第6項に規定する許可を受けた仮設建築物の建築。ただし、吹田市景観まちづくり条例別表に定める規模に該当する建築物を除く。

(市長が特に認めるものについて)
第3条 景観形成基準別表2色彩の景観誘導基準における注2の「市長が特に認めるもの」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 色彩の景観誘導基準の範囲外の色彩を使用するが、周辺の景観と調和し、かつ良好な景観の形成に寄与すると認められるもの。
(2) 高にある景観資源を保全するために、色彩の景観誘導基準の範囲外の色彩を使用する必要性があり、かつ良好な景観の維持に寄与すると認められるもの。
(3) 設置場所や設置する工作物の特性により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色彩を使用することによる必要性があり、かつ良好な景観の形成に支障がないと認められるもの。
(4) 上記(1)から(3)には該当しないが、特設の事情や客観的な理由により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色彩を使用することがやむを得ないと認められるもの。
2 前項の各号のいずれかに該当し、「市長が特に認めるもの」として取り扱うとする際には、あらかじめ、吹田市景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(重点地区の活用)
第4条 土地所有者等は、次の各号に定める開発行為を行うに当たっては、重点地区の活用を行うよう努めなければならない。
(1) おおむね1ヘクタール以上の開発行為